

おんが

発行所 役場
速賀町 編集発行
速賀町 庶務課
印刷所
冷牟田印刷合資会社

議会だより

速賀町議会第一回臨時会及び第一回定例会が左記のとおり招集され、次の議案が審議されました。

第一回臨時会

一月九日招集 会期一日
上程議案

1 昭和三十九年度速賀町一般会計補正予算

(速賀中学校防音改築費についての補正予算で、歳入歳出それぞれ、二五、九〇八千円が追加されました)

第一回定例会

一月三十日招集 会期十七日間
上程議案

1 速賀町一般職々員の給与に関する条例の一部改正について

(昭和39年8月12日、人事院勧告に基く給料表の切替(平均七・九割のベースアップ)並びに通動手当、宿日直手当額の一部を改正するもの)

2 速賀町特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部改正について

(人事院勧告に基く一般職々員の給料改正に伴い、町長、助役、収入役の給料表を改正するもの)

3 速賀町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(人勅に基く町長給料の改正に伴い議員の報酬額を改正するもの)

4 速賀町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

(人勅に基く一般職々員の給料

改正に伴い、教育長の給料表を改正するもの)

5 昭和三十九年度速賀町一般会計補正予算

6 昭和三十九年度速賀町農業共済事業特別会計補正予算

7 昭和三十九年度速賀町簡易水道事業特別会計補正予算

8 昭和三十九年度速賀町国民健康保険特別会計補正予算

(以上各々補正については、給与改正及び一般経常費について追加を行なったものである)

9 速賀中学校々舎鉄筋防音工事請負契約について

(速中防音改築工事について、地方自治法の示すところにより議会の議決を必要とするもの)

10 字区域の変更に

(地籍調査により老良字小熊、字村下、字裕の境界変更を要する必要がある、地方自治法の規定により議会の議決を必要とするもの)

11 昭和三十八年度速賀村一般会計及び特別会計決算認定について

(地方自治法の規定により、昭和三十八年度一般会計及び特別会計の決算を議会の認定に付したものです)

決算の内容は次の通りです。

一般会計

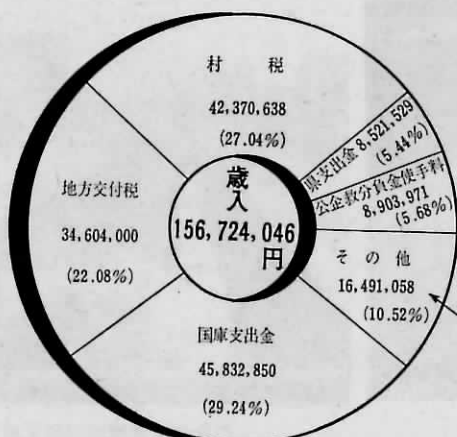
歳入 一五六、七三四、〇四六円
歳出 一五〇、八二一、二三三円
差引残額 五、九一二、八三三円
特別会計(国民健康保険)

歳入 一一、八〇一、二二五円
歳出 一〇、八七九、七三二円
差引残額 九二一、四八四円

昭和38年度一般合計歳入歳出決算



消防費	2,229,374
保健衛生費	1,223,865
産業経済費	5,603,741
財産費	1,030,610
統計調査費	15,600
運筆支出金	634,954
諸支	6,542,529



寄附金	980,000
繰入金	1,000,000
繰越金	5,912,611
雑収入	7,598,447
雑収入	1,000,000

特別会計(簡易水道事業)
歳入 五、二二九、〇二七円
歳出 四、三五〇、一八九円
差引残額 七七八、八三八円
特別会計(虫生律水道事業)
歳入 六、〇五六、三〇三円
歳出 六、〇五六、三〇三円
差引残額 〇円

入学式おめでとう
町内各小中学校では次の通り昭和四十年度の入学式を行います。なお、お知らせいたします。

島間小学校 四月六日
入学児童数 一〇一名(3学級)
浅木小学校 四月六日
入学児童数 八七名(2学級)
速賀中学校 四月七日
入学生徒数 一八三名(4学級)

昭和三十九年度の建設事業を顧みて

昭和三十九年度も今月を以つて終らんとしておりますが、土木事業においては、予算の関係で充分な事業実施は困難でしたが、限られた予算の範囲内で緊急を要するものから逐次施工し、すでに完成したものは、或は年度末を前に現在急ピッチで工事を進めているものもありますが、本年度に実施した主な工事を拾つて見ると次のとおりです。

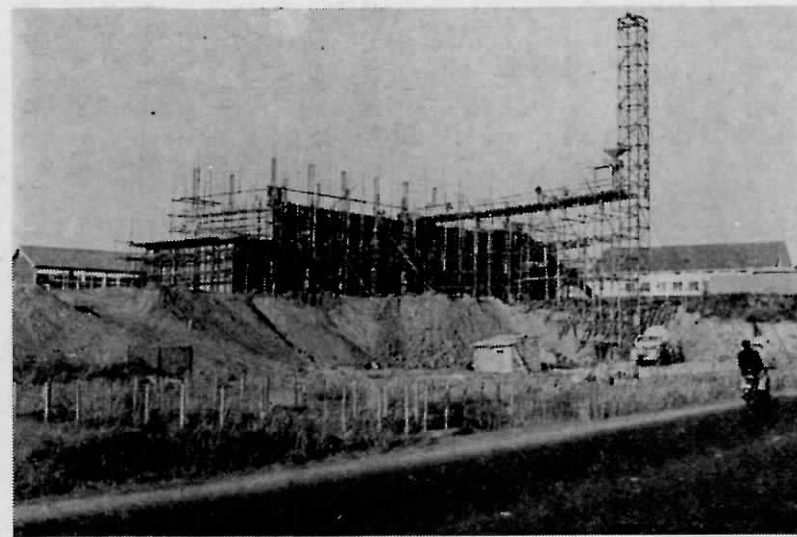
旬着工以来、これも又順調に進み、予定工事量の年度末完成を目前にしています。

3 山手線道路改良工事
昭和37年度より、炭鉱離職者緊急就労事業として実施しているこの工事は、昭和37年度六六〇米、昭和38年度一、七〇〇米に引続き昭和39年度は一、六〇〇米の道路延長の改良を行ない、国道三号線取付けまでの約四〇

一七五米にブロック石積工事を39年11月に着工して三月末に完成の予定です。なお、この工事は全額補助で、国庫補助と鉱業権者の負担となっております。

6 木守室木線踏切取付道路改良
現在ガード下を通行しているが橋桁が低く、中員も狭いため車輛の通行が不可能であるので、町の単独事業として延長九五米、中三米の踏切取付道路を新

設した。工事費三二八千円
7 尾崎高山溜池導水路改良
この導水路は、尾崎地区の約七反歩余りの苗床灌漑用であるが、素堀溝であるため起伏が甚しく一部には逆勾配があり逆流する等改良の必要があり、延長四五九米にわたりコンクリート溝を構築したものである。工事費七三五千円



工事が進む遠賀中学校防音改築工事 (4月10日撮影)

1 島門小学校防音鉄筋改築工事

国の補助事業として(国庫九割負担)二カ年連続で実施して来た島門校の防音改築工事も本年度で完了するが、現在では予定通り工事は順調に進み、落成の日も間近かにその威容は実に見事なものであります。

2 遠賀中学校防音鉄筋改築工事

島門校同様、国の補助事業として二カ年連続の予定で実施されるが、第一期工事を本年一月中旬

〇米は40年度事業として五月中旬には全工事が完成の予定です。

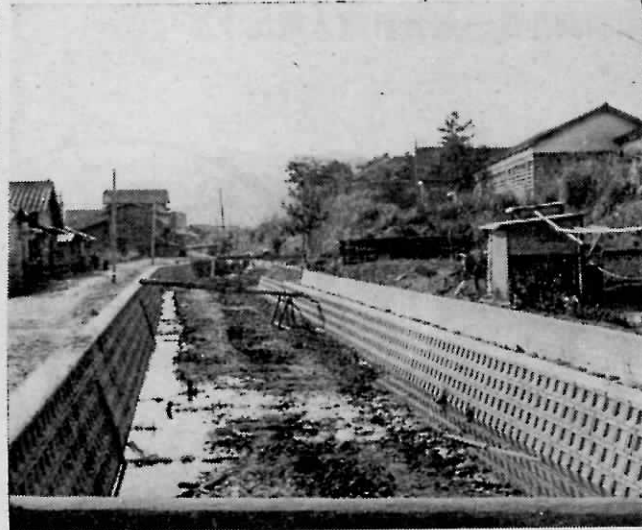
4 老朽溜池(野中) 補強工事
別府、千代丸地区の灌漑用水としての野中溜池の漏水、樋管改修工事で、大割国庫補助による約一〇〇万円の工事費で、39年11月に着工し、ほぼ完成した。

5 白水川鉱害復旧河川工事

鞍手町との境界にあたる白水川堤防の鉱害復旧工事で、右岸を鞍手町が、遠賀町は左岸を延長



完成した尾崎(先野々)地区の繁就山手線道路工事



白水川鉱害復旧河川工事(右側が遠賀町実施分)

町有財産（宅地）売却公告

二月町報でお知らせしました町有財産を次のとおり一般競争入札により売却します。

二月町報でお知らせしました町有財産を次のとおり一般競争入札により売却します。

落札人が売買契約を締結しないときは入札保証金は町に帰属する

卒業前の青少年と家庭へ

- 一、売却物件
 - 1 所在 遠賀町宇虫生津
 - 2 種目及び数量 宅地面積一〇〇三坪四九
 - 3 十区画（区画図参照）
- 二、入札場所 遠賀町役場
- 三、入札及び開札の日時
 - 1 入札は昭和40年4月5日 午後1時30分から
 - 2 開札は入札終了後直ちに行つ
- 四、入札参加申込受付場所及び日時

遠賀町役場財政係で
4月3日正午まで
- 五、入札保証金及契約保証金

入札人は、入札の際入札見積価格の百分の十以上の現金を入札保証金として町に納入すること、なお契約保証金についても落札価格の百分の十以上の現金を売買契約の際納入すること（4月7日契約）
- 六、入札保証金の帰属

入札人は、入札当日入札保証金及び印鑑を持参すること。
- 七、売買物件の引渡し時期

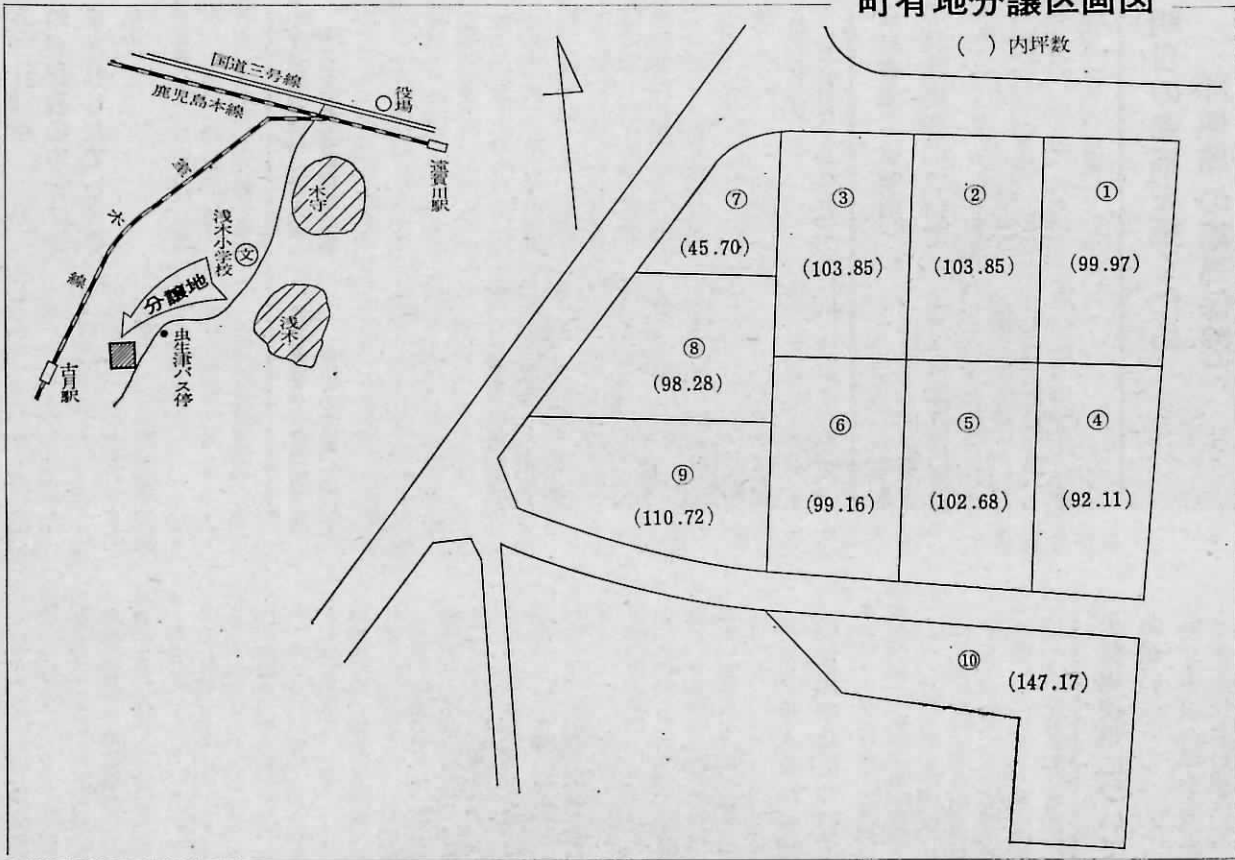
昭和40年4月5日
午前10時30分現地集合
- 八、現場説明

昭和40年4月5日
午前10時30分現地集合
- 九、その他の事項

1 他人の代理人として入札参加するものは、当該代理を証する委任状を持参すること。
2 入札人は、入札当日入札保証金及び印鑑を持参すること。

町有地分譲区画図

() 内坪数



卒業するということは、それがやがてまたそれぞれに新しい出発点に立つということです。すでに就職の決定した人も多いでしょうが、進学希望者は、これからが難関です。いままで仲よくしてきた友だちも、これまのように親しく相談したり、助け合ったりすることができなくなるかも知れません。小さなつまづきを大きな失敗と考えて、絶望したり無力感にとらわれたりせず、いつでも悩みを打ちあけて相談できる人をもっていることがいちはん大切ですが、そしてだれにも打ちあけたり相談したりしない、思いあまつた行動に出ないようにしましょう。

二、家庭に対して

親のほうがか、こども以上に過敏になって、いらいらさせるようなことがあってはなりません。家庭内ではつとめて明朗なふん囲気をつくるように努め、日常の言動にも当人をいらだたせないように心を配ってやり、健康状態についても、じゅうぶん気をつけてやる必要があります。

こどもに対する激励と要求とを賢明に区別することはむずかしい問題ですが、親としても最も重要なことです。

学校とも密接な連絡をとって慎重に青少年の指導にあたりますように。（県広報資料より）

卒業する前にひかえた青少年とその家庭では、よろこびと心配が交錯し、不安な日々を送られることと思います。小学校から中学校への段階では、問題は少ないのですが中学校も高等学校も最終学年に直面しているので、精神的な負担が重く動揺しやすくなっています。いつもの時期には青少年の家出や自殺などが多くなったりするの、これらの事と関連があるといえましょう。

このようなことから、卒業期をひかえた青少年と、家庭に対して次のようなことがらに特に注意したいと思います。

一、卒業する青少年に対して

昭和四十年年度

町民税の申告は済まされたいでしょうか!!

まだ申告していない人は、至急申告して下さい。申告をしなればならない人がもし申告書を提出

遠中子迫敏雄君 一位入選

ネズミ駆除運動標語の部

去る二月一日から二十八日までの間県下一斉に行なわれたネズミ駆除運動の実施に伴う、ポスター及び標語の募集には、町内各校から多数の作品が出品されましたが、遠賀中学校二年生の子迫敏雄君が標語の部で一位として表彰されることになりました。なお表彰式は三月二十六日福岡市電気ホールで開催される福岡県環境衛生大会(ネズミくじ抽せん会)で行なわれます。

入選標語

「ねずみとり人にたのむなまかせるな」

森林害虫(松喰虫)

の駆除実施について

毎年春、秋になると何時の間にか山の松が枯れている事は、既にお気付きと思いますが、これは全く松喰虫の被害で、放置している

明日の幸福を築くため

郵便局の簡易保険に

加入しましょう

簡易保険は 〇月掛、集金、無診査です。

〇配当は加入3年後から、別に積立てておき、保険金として一括支払われます。

〇税金が安くなります。(所得税、住民税、相続税、事業税など)

〇前納割引、団体割引を利用すると正味保険料が安くなります。

〇加入者のために福祉施設を設けておられます。 加入者ホーム、保養センター 診療所

しなかったとき、申告書に必要な記載がないとき、申告期限を過ぎて申告書を提出したときは、所得控除をしないで税金を計算することになり、余分の税金を納めなければならないなりません。

※申告期限 三月二十日まで 提出は役場税務係へ

畜犬登録及び狂犬病予防

注射の実施について

昭和四十年年度春期畜犬登録及び狂犬病予防注射を左記のとおり実施しますので、畜犬所有者は洩れなく登録と注射を済まして下さい。なお登録と注射の済まない犬は所有権を放棄したものとして捕獲されますのでご注意下さい。

記

四月一日 十一時 中津公民館

四月二日 十一時 浅木小学校

四月二日 十二時 島門小学校

料金 登録 二百五十円 注射 百五十円

遠賀町役場

と松の木は全業してしましますから、山林所有者は充分気を付けて被害木の発生次第採除等を行なわれるようお願いいたします。

なお伐採除等については補助金交付制度もありますので、詳細については、経済課へご連絡下さい。

払に充てるため、必要な事業費を差引いた残金を積立てておく、これが簡保資金として公共投資や生活環境の整備資金に融資され、日本経済の発展に役立っているのではありません。

▽1兆円をこす資金のうち最大の運用対象は地方公共団体で、全国の都道府県や市町村に融資され、4千3百11億円と資金総額の41%を占めています。

▽融資条件は、地方公共団体に対するもの年6分5厘、貸付期間は前長30年までであり、市中金融機関などにはみられない好条件で貸付けられています。

▽地方公共団体への貸付金は、長期資金として各種の公共施設の建設や災害復旧などに使用され

ます。 △一般会計事業は 小、中学校や公営住宅、経済基盤として整備を急がれる道路、橋梁の建設などに使われます。

アンブル入りかせ薬の使用中止について

アンブル入りかせ薬による死亡事故が続発し、新聞紙等に報道されており、死亡事故の原因については厚生省において調査研究されていますが、本県においては事故の未然防止のため薬局、薬店に対しては、アンブル入りかせ薬につ

火葬場使用について

火葬場運営上、管理人の方で色々と不便を感じておりますので、火葬場使用の際は、次の点にご注意下さるようお願いいたします。

1 死体焼却の際には、必ず役場に

歳時記

- 3月(彌生)花暦(さくら)の動物愛護デー
20日 春分の日
21日 放送記念日
22日 第5回世界気象デー
23日 彼岸明け
24日 電気記念日
25日 会計年度、学年度終り
31日 花暦(ふじ)
4月(卯月)花暦(ふじ)
1日 エイプリルフール

因みに、参考までに遠賀町が融資を受けた事業資金を掲げると次のとおりです。

- ※昭和29年度 災害復旧事業費 四、二五〇千円
※昭和31年度 農業施設費 五、五〇〇千円
※昭和33年度 義務教育施設費 二、五〇〇千円
※昭和34年度 簡易水道事業費 一、一〇〇千円
※昭和35年度 公営住宅建設費 一、五〇〇千円
義務教育施設費 二、一〇〇千円
※昭和36年度 簡易水道事業費 一、七〇〇千円
※昭和37年度 義務教育施設費 一、〇〇〇千円
小計 一九、六五〇千円
※昭和38年度 その他の社会事業施設費 一、〇〇〇千円
合計 二〇、六五〇千円

いては全面的に販売を中止させ、現品の回収措置を指示しています。が、既に販売されたアンブル入りかせ薬が消費者家庭に手持たれているもの、及び配置家庭薬(入れ薬)として配置されているものもあると思われまますので、事故を未然に防止するまで、アンブル入りかせ薬を服用しないようにご注意を願います。

て火葬認可証を受領し、事前に火葬場管理人(村上重夫氏)まで持参下さい。

2 棺の中には、「ピン」「カン」の類は入れないようにして下さい。高熱のため爆発して危険です。また後始末に困ります。3 火葬は出来るだけ午後5時前にお願いいたします。

- 3日 宗像大社交通文化産業安全大祭(1-13日) 大祭
4日 旧桃の節句
5日 旧三清明
7日 世界保健デー
8日 花まつり
10日 婦人週間(10-16日) 花いっぱい運動
11日 プロ野球開幕
11日 メートル法公布記念日